法 務

等、公表 全融片 重要な契約に関する改正開示府令

公表された。 容等開示ガイドラインの改正が 正する内閣府令」および企業内 及び特定有価証券の内容等の開 内容等の開示に関する内閣府令 融庁から、内閣府令81号「企業 示に関する内閣府令の一部を改 去る2023年12月22日、金

ことで、適切な開示を促すこと まえ、最終化されたもの。 草案に寄せられたコメントを踏 照)が公表されていた。本公開 1684)情報ダイジェスト参 案(2023年8月1日号(№ 30日に改正開示府令等の公開草 を目的として、2023年6月 示内容を具体的に明らかにする べき契約の類型や求められる開 重要な契約について、開示す

企業・株主間のガバナンスに

場合、当該契約の概要や合意の いものを除く)を締結している 合意を含む契約(重要性の乏し ガバナンスに影響を及ぼし得る 提出会社の株主との間で、次の の場合はその子会社を含む)が、 有報等の提出会社(持株会社

等の開示を求める。 目的およびガバナンスへの影響

(a)役員候補者指名権の合意

 (\mathbf{b}) 議決権行使内容を拘束する

(c) 事前承諾事項等に関する合

処分・買増し等に関する合意 企業・株主間の株主保有株式の

財務上の特約の内容を記載した 本総額および担保の内容等)や

議会監査部会

的等の開示を求める。 合、当該契約の概要や合意の目 ものを除く)を締結している場 意を含む契約(重要性の乏しい 主保有株式の処分等に関する合 出した株主)との間で、次の株 社の株主(大量保有報告書を提 有報等の提出会社が、提出会

(a)制限の合意 保有株式の譲渡等の禁止・

- (**b**) 関する合意 保有株式の買増しの禁止に
- 株式の保有比率の維持の合
- 渡請求の合意 契約解消時の保有株式の売

ローン契約と社債に付される

臨時報告書の提出

3%) 以上の場合には、契約の 本または発行額の総額が連結純 場合も含む)であって、その元 新たに財務上の特約が付される 締結または社債の発行をした場 概要(契約の相手方の属性、 の特約の付されたローン契約の 資産額の10%(公開草案では 有報等の提出会社が、財務上 (既締結契約や既発行社債に

た臨時報告書の提出を求める。 変更内容や抵触事由等を記載し あった場合や財務上の特約に抵触 臨時報告書の提出を求める。 した場合には、財務上の特約の 前記の財務上の特約に変更が

監査部会(部会長:堀江正之:

(2) 有報等への記載

締結または社債の発行をしてい または社債の概要および財務上 債の額を合算する)、当該契約 結純資産額の10%以上である場 の特約の内容の開示を求める。 合(同種の契約・社債はその負 る場合であって、その残高が連 の特約の付されたローン契約の 有報等の提出会社が、財務上

有報等への記載に関して、記

載することによって、当該他の 追加されている。 載を省略することができる旨が 箇所において記載した事項の記 記載した場合には、その旨を記 とえば、財務諸表の注記等)に を同一開示書類の他の箇所(た

適用日

2024年4月1日から施行

載すべき事項の全部または一部

書から適用される。 報告書の提出は、2025年4 される財務上の特約」(1)の臨時 月1日以後提出される臨時報告 は、2025年3月31日以後終 前記「ローン契約と社債に付 それ以外の有報等への記載

了事業年度に係る有報等から適

期中レビュ **-基準案、公表** 用される。

企業会計審

踏まえ、「四半期レビュー基準の について、審議が行われた。 質管理基準の改訂 (公開草案) 期中レビュー基準への改訂及び品 よび四半期決算短信のレビュー 書制度廃止後の中間財務諸表お 参照)に引き続き、四半期報告 (№1689)情報ダイジェスト 今回は、前回の議論の内容を 前回(2023年10月1日号

改訂案の概要

の文案について審議された。

前回、四半期レビュー基準に

日本大学商学部教授)を開催し 融庁は、企業会計審議会第55回 去る2023年12月14日、金 性または準拠性に関する結論の 期中財務諸表を対象とした適正 るものとして、監査基準と同様 変更し、年度の財務諸表の監査 ビューもカバーする「期中レ え、四半期決算短信におけるレ 中間財務諸表のレビューに加 ビュー業務のすべてに共通す を実施する監査人が行う期中レ を「期中レビュー基準」と名称 を受け、四半期レビュー基準 べき、との意見が聞かれたこと ついて、半期報告書に含まれる 表明が可能であることを明確化 に、一般目的または特別目的の ビュー基準」(仮称)を策定す

また、レビュー報告書の利用

解したうえで利用できるかどう 者が適正性と準拠性の相異を理 意見書の前文に次を明記する。 かが重要であることを踏まえ、

「適正性に関する結論」と

の場合も、「経営者が採用した 拠性に関する結論」のいずれ 評価をしなくてはならない. ルに準拠しているかどうかの え、期中財務諸表が表示のルー するものであるかどうかに加 象や取引の実態を適切に反映 針の選択や適用方法が会計事 ているかどうか、その会計方 会計方針が会計の基準に準拠 し、それが継続的に適用され

期中財務諸表における表示が の場合、監査人は財政状態や めに、「適正性に関する結論. 切であるかどうか判断するた 利用者に理解されるために適 諸表が全体として適切に表示 理解するにあたって期中財務 経営成績等を利用者が適切に

> 行われないという違いがある る結論」の場合はその評価が るのに対して、 されているか否かについての 歩離れて行う評価が含まれ 「準拠性に関す

く聞かれた。 いくことが重要」との意見が多 くい。混乱しないよう周知して 正性と準拠性の違いがわかりに 成の意見が聞かれたものの、「適 委員からは、 おおよそ案に替

> 地の上下に及ぶ」とされています なく、法令の制限内で「その土

(民法20)。 ですから、もし「法

公開草案の公表

上空や地球の中心にまで土地の 令の制限」が何もないとすれば、

html)° 草案)」を公表した (https:// 改訂及び監査に関する品質管 監査部会は、「四半期レビュー 年12月21日、 sonota/20231221-2/20231221 www.fsa.go.jp/news/r5, 理基準の改訂について(公開 基準の期中レビュー基準への 前記の議論を経て、2023 企業会計審議会

1 月 24 日。 コメント期限は、 2024年

計

中間財務諸表会計基準案等、公表

A S B J

業会計基準委員会は、第516 去る2023年12月13日、 企 回企業会計基準委員会を開催し

土地の所有権

白川

敬裕

利」を有します (民法20)。 の使用、収益及び処分をする権 限内において、自由にその所有物 概念です。 所有者は、「法令の制 土地の所有権は、地面だけで |所有権| は、法律の基本的な

の高度を超える上空であれば、 の限界が規定されています。た ざまな法令によって、土地所有権 所有権が及ぶことになります。 ことなく通過できると解されま 真下の土地所有者の承諾を得る 法施行規則17一イ)。つまり、そ られています(航空法81、 上端から300mの高度」が定め の最も高い障害物(建物等)の として水平距離600mの範囲内 安全高度として、「航空機を中心 家屋が密集している地域の最低 とえば、航空法では、人または しかし、上空も地下も、さま 航空

用に関する特別措置法」により、 とされ、「大深度地下の公共的使 から40m)より下は「大深度地下 (一般的な宅地の場合は、地表 地下に関しても、一定の深さ

界ポイントに設置される境界標 ことが肝要です。境界標は隣接 以下の罰金。刑法26の2)。 界標を破壊したり、除去したり まれたもの) 等があります。境 属標」(頭に赤い矢印や十字が刻 されます (民法22)。 土地の境 する各土地所有者の共有と推定 する「境界標」を設置しておく けるため、土地の境界を明確に 隣地の所有者と紛争になること ます。土地の境界が曖昧だと、 (5年以下の懲役または50万円 境界損壊罪の刑罰を科せられます があります。 境界トラブルを避 なく、隣との関係も問題となり して境界を認識できなくすると、 には、「コンクリート杭」や「金

界を定めてもらう必要がありま の裁判を提起して、裁判所に境 裁判に比べて簡易・迅速な手続と 判は長期化する傾向があるため、 決で境界線を定めます。この裁 や現地の見分等を実施して、判 争が生じた場合は、「境界確定」 して「筆界特定制度」がありま す。裁判所は、各種の証拠資料 境界標が存在せず、境界の紛

の補償なく公共的に使用できる 原則として土地所有者への事前 と規定されています。

土地に関しては、上下だけで

境界を最終確定させる効力はな められた線)を特定しますので、 紛争の解決につながります。 (その土地が登記された時に定 す。この制度は、裁判のように いものの、筆界特定登記官が筆界

買契約を締結すれば、原則とし て、その時点で所有権が買主A に移転することになります。 (民法17)。ですから、土地の売 もっとも、買主Aが土地の所

の意思表示(契約等)のみによっ 所有権の移転について、当事者

て効力を生じると規定しています

等によって移転します。

民法は、

土地の所有権は、売買や贈与

に実施します。 支払、登記書類の授受等を一度 で定められた決済日に、代金の させておく必要があります(民 抗)するには、登記をAに移転 売買をするときは、売買契約書 ます。そのため、通常、土地の 権を主張(対抗)できなくなり いないAはBに対し、土地の所有 登記を移した場合、登記を得て が、Aとの売買を知らないBに 権移転登記をしない間に、 主Aに移転するとしても、 契約を締結した時に所有権が買 法イア)。ですから、法律上は売買 有権を第三者に対しても主張(対 所有

四半期報告書制度の見直し 主な審議事項は以下のとおり。

3年12月20日号(№1697) 1215.html)° exposure_draft/y2023/2023 田。https://www.asb.or.jp/ 針公開草案82号として公表。コ 80号および企業会計基準適用指 月15日、企業会計基準公開草案 員の賛成で公表議決された(12 計基準の適用指針(案)」につ 草案「中間財務諸表に関する会 よび企業会計基準適用指針公開 表に関する会計基準(案)」お 続き、金商法改正による四半期 情報ダイジェスト参照)に引き jp/accounting_standards/ メント期限は2024年1月19 いて審議が行われ、出席委員全 会計基準公開草案「中間財務諸 報告書制度の見直しに伴う企業 第515回親委員会(202

テーマ提言への対応 企業会計基準諮問会議からの

務局から次の対応方針案が示さ からのテーマ提言について、事 された、企業会計基準諮問会議 情報ダイジェスト参照)で報告 3年12月20日号(№1697) 第515回親委員会(202

> テーマとする。 上の取扱いをASBJの新規 ンドの出資持分に係る会計

> > 寄せられているが、これらに対 の要件を削除すべき等の意見が

して、公開草案から変更しない

金融商品専門委員会において 対応する。 の内容を考慮し、審議を行う。 での対応を求める旨」の付記 式を中心とする限定した範囲 資産である市場価格のない株 ンドに相当する組合等の構成 諮問会議で示された「VCファ

委員からは、賛成意見が聞か 対応方針案が了承された。

リース会計基準の開発

照)に引き続き、企業会計基準 益に計上することができると提 して支払うリース料の差額を損 して受け取るリース料と借手と の場合は、一定の時点で貸手と リース取引(以下、「本取引」) 対してリスクを負わないサブ 中間的な貸手がヘッドリースに いとして、適用指針案8項で、 対応について、審議が行われた。 公開草案73号「リースに関する 1698)情報ダイジェスト参 員会(2024年1月1日号(№ 会計基準(案)」等へのコメント サブリース取引の例外的取扱 第139回リース会計専門委

検討を行うにあたっては、同 要件の1つである、「中間的な と、サブリースの借手が存在し ない期間における原資産の使用 も有さない」の要件の充足を要 方法の、いずれを決定する権利 貸手は、サブリースの契約条件 これについて、本取引となる

しないとすべきとの意見や、こ 意見が聞かれた。 の背景などに記載すべき」との 事務局対応案が示された。 れ、「議論の過程を丁寧に結論 委員からは、賛成意見が聞

計

パーシャルスピンオフの会計処理 の審議、開始―ASBJ、企業結合専門委

処理に関する、企業会計基準適 己株式及び準備金の額の減少等 基準適用指針2号の改正案)「自 用指針公開草案8号(企業会計 に関する会計基準の適用指針 パーシャルスピンオフの会計

(案)」等について審議された。 コメント対応の審議開始

された日本公認会計士協会の会 本公開草案および、同日公表

業会計基準委員会は第110回 企業結合専門委員会を開催した。 去る2023年12月19日、企 聞かれた。 委員からも検討を求める意見が どのコメントについては、専門 メントや文章がわかりにくいな 介がされた。開示についてのコ いて、寄せられたコメントの紹 関する実務指針」の改正案につ 務諸表における資本連結手続に 計制度委員会報告7号「連結財

れる。 対応案が示され、検討が開始さ れたコメントに対する事務局の 次回の専門委員会で、寄せら

融取引かーASBJ、リース会計専門委 セール・アンド・リースバックは金

業会計基準委員会は第140回 去る2023年12月21日、企 た。 リース会計専門委員会を開催し

・上場企業等が保有するVCファ

案している。

ジェスト参照)に引き続き、企 の方向性と個別事項について、 1日号 (№1698) 情報ダイ に寄せられたコメントへの対応 スに関する会計基準(案)」等 業会計基準公開草案73号「リー 第139回(2024年1月

セール・アンド・リースバック

審議が行われた。

理すべきではない」とのコメン うとしている。これに対して、 えで利益を繰延処理する)を行 理を除き、通常のファイナンス・ 借手は物件の売却損益に係る処 わち、資産の売買が行われたう リースと同様の会計処理(すな ナンス・リースに該当する場合、 ド・リースバック取引(以下、「S トが寄せられた。 &LB取引」という)がファイ 「資産の譲渡とリースバックを 体の取引とみて金融取引と整 公開草案では、セール・アン

該資金に対して金利が付された に成立していないと考えられ、 通常、資産の売却取引が実質的 ファイナンス・リースと同様で 元利金を返済することになるた 売却時に資金が流入し、かつ当 売手である借手において資産の あるS&LB取引については、 事務局は、「リースバックが

しない考えを示した。 えない」として公開草案を変更 済実態を反映していないとはい め、金融取引として捉えても経

外リースについては他の整理の 覚える」との意見があった。 しかたも事務局内で検討する なさざるを得ない。所有権移転 を判断するため、金融取引とみ いて売却が成立しているか否か て処理されることには違和感を B取引についても金融取引とし を意図したわけではないS&L 事務局は 専門委員からは、「資金調達 「収益認識基準にお

ファイナンス・リース(貸手 のリース料

と回答した。

定義では、「指数及びレートに 料について、「将来の業績等に はないとのコメントが寄せられ ス料に含まれるか否かが明確で 使用料」という)が貸手のリー より変動する使用料」(以下、「本 れないと定義しているが、この より変動する使用料等」は含ま 公開草案では、貸手のリース

本使用料が貸手のリース料に含 したリース料」という表現で、 は「将来の業績又は使用に連動 RS16号「リース」BC16項で 事務局はこれに対して、IF

まれるとしており、貸手のリー 生じているとし、本会計基準案 いることから、わかりにくさが る本使用料等の表現と類似して ス料の定義で含まれないとされ

記する事務局案を示した。

リース料には含めないことを明 BC24項で本使用料を貸手の

専門委員から反対意見は聞か

れなかった。

税 務

国税庁長官・新春インタビュー

24年の抱負等を語った。 者クラブとの会見に応じ、20 住澤整国税庁長官は、国税記

新年の抱負

取り組んでいく。 のDX」を着実に具体化すべく タル化については、「税務行政 を適正かつ円滑に実現する」と 税者の自発的な納税義務の履行 巻く環境は大きな構造転換に直 いう使命を果たし、特に、デジ 面している。そのなかで、「納 ジタル化など、税務行政を取り 経済社会のグローバル化やデ

インボイス制度対応

つ適切な対応を行っていく。 き事業者の立場に立って柔軟か **方もそうでない方にも、引き続** いただいた。すでに登録済みの 416万の事業者の方々に登録 ンボイス発行事業者として約 2023年の11月末時点でイ

電子帳簿等保存制度対応

ど、制度の円滑な定着に向けて の問い合わせに的確に応じるな もに、今後とも、事業者等から も周知・広報に取り組むとと こうした弾力的な措置について 意している。国税庁としては、 となるも、一定の緩和措置も用 丁寧、かつ、柔軟に対応していく。 を満たしていただくことが必要 電子取引データの保存にあた 改ざん防止措置などの要件

今後の取組み 税務行政のデジタル化に係る

を踏まえ、国税組織としても、 経済社会のデジタル化の進展



政の効率化・高度化に取り組ん 正・公平な課税・徴収事務の実 て税務行政のDXを進め、「適 でいく必要がある。国税庁とし

デジタル技術を活用し、税務行

えるとともに、「社会全体のD 現」という国民からの負託に応

施策を着実に実施していく。 X推進」の観点からも、必要な

国際会計

SASBスタンダードの改訂、公

表 I S S B

国や利用する会計基準に関係な えている。 標に置き換えるなどの改訂を加 特定国に固有の指標を国際的指 くSASBスタンダードを適用 スを経て実施され、事業を営む ト」への意見募集などのプロセ ド・タクソノミーのアップデー 法論およびSASBスタンダー 用可能性を向上させるための方 SBスタンダードの国際的な適 ダードを公表した。 しやすくすることを目的とし この改訂は、公開草案「SA

トピックス(例:温室効果ガス の業種それぞれに関連する開示 後のSASBスタンダードも77 に変更されることはなく、改訂 ンダードの構造や意図が実質的 この改訂によりSASBスタ

> すものとなっている。 類(例:定量情報)、測定単位(例: 排出)、指標(例:排出量)、分 示基準S1号「サステナビリ メトリックトン(MT))を示 IFRSサステナビリティ開

SSBは、改訂SASBスタン

去る2023年12月2日、

I

用可能性も高まることになる。 改訂により、IFRSサステナ ドはIFRSサステナビリティ めており、SASBスタンダー の開示事項を決定することを求 ティ開示基準が存在しない領域 行い、IFRSサステナビリ て、リスクおよび機会の識別を Bスタンダードを参照・考慮し る全般的要求事項」は、SAS ティ関連財務情報の開示に関す

ダードおよび結論の根拠(Basis ビリティ開示基準の国際的な適 づけられる。このため、今般の 開示基準を補完する規範と位置 改訂されたSASBスタン

of the SASB Standards) は I the International Applicability for Conclusions on Enhancing

FRS財団のホームページから 入手可能である。

暗号資産に関するASU、公表

FASB

兆候がある場合に、 lived) 無形固定資産として会計 が要求される。 処理され、年1回および減損の 数を確定できない(indefinite-の範囲でない場合、暗号資産 トピック35-60) -暗号資産の 形固定資産―暗号資産(サブ・ 固定資産―のれんとその他の無 (crypto assets) は、 会計処理と開示」を公表した。 (ASU) 2023-8「無形 ASBは会計基準アップデート 現行では、産業別トピック 去る2023年12月13日、F 減損テスト 耐用年

A S U の概要

を損益で認識することを要求さ 価値で測定し、 暗号資産を、各報告期間に公正 暗号資産保有者は、 トピック35-6)」を新設し、 ASUは、 「暗号資産(サブ・ 公正価値の変動 取得後は

規準を満たしたものである。 ASUでの暗号資産は、次の

無形固定資産の定義を満たす

資産保有者に、基礎となる物 の資産についての遂行可能な 品、サービス、またはその他 (enforceable) 権利を提供し

ブロック・チェーン技術また は分散型台帳に存在する ledger) で作成された、また く分散型台帳 (distributed は類似のテクノロジーに基づ

暗号化を通じて保証されてい

報告企業またはその関連当事 行されたものではない 者により作成されたまたは発

・交換可能である(fungible)

財務諸表での区分掲記を要求 残高や関連する損益について、 制限、増減表など)を強化して いて、開示(暗号資産の概要) し、年度と期中期間の双方につ ASUは、 暗号資産の

いる。

適用関係

ASUは2024年12月16日

法人税開示に関するASU、公表

F A S B

の改善」を公表した。 税(トピック74)―法人税開示 (ASU) 2023-95「法人 ASBは会計基準アップデート このASUは、関係者からの 去る2023年12月14日、F

ある。 調整表」という)(金額とパー 際税率の調整表」(以下、「税率 「法人税支払額」についての開 センテージの双方の表形式)と 示強化の要望に対応するもので 法人税に関する実効税率と実

ASUの概要

払額」について、以下の②の新 等の法令)があるが、SEC関 書のセクションとSEC関連セ ている (以下の1)と3)。 連セクションの一部を基準書の 則S—X(Regulation S-X)」 クション(SECが規定した「規 dards Codification)には基準 セクションに修正して組み入れ また、ASUは、「法人税支 S C (Accounting Stan-

(1) 税率調整表の開示

特定の項目の税率調整表での けた金額の5%以上の場合に の税前利益」に実効税率を掛 処分された事業である)から るもので、非継続事業は廃止・ の概念は非継続事業に対応す 開示を要求している(特定項 目)が、「継続事業(継続事業 目のなかのある項目(調整項

たな開示を要求している。

は、調整項目の追加開示)

以降に開始する年度から適用さ

早期適用は認められる。

調整項目の内容、影響、 を説明する 増減

法人税支払額の開

本国と外国の累計法人税支払

法人税支払総額の5%以上を

支払った個々の国での法人税

(3) gation)の開示 その他の分解

- (disaggre-
- 「継続事業からの法人税費用 「継続事業からの税前利益」 本国と外国の分解 の

の本国と外国の分解

適用関係

早期適用は認められる。 日以降開始年度から適用され、 ASUは、 2024年12月16

転換社債に関するASU案、公表

FASR

進策(induced conversions)」 debt instruments) む債務―転換社債(convertible を公表した。 転換とその他のオプションを含 (ASU)の公開草案「債務― ASBは会計基準アップデート 去る2023年12月19日、 の転換促 F

> 発行による転換社債の転換にの ダンスは、発行時の条件として み適用される。 転換特権に従ってすべてが株式 現行では、転換促進策のガイ

正価値 た場合、発行者は、「対価の公 転換促進策に従って転換され (転換促進提供の受諾日

の決済については、規定されて の発行が要求されない転換社債 よる転換など、転換により株式 して認識する。しかし、現金に 価値」を超過する金額を費用と の転換条件に従った対価の公正

A S U 案の概要

理されるかどうかの決定に関す る規準を明確にしている。 決済が転換促進策として会計処 このASU案は、転換社債の

換の条件として、発行可能な対 ことが要求される。 べてを、社債所有者に提供する 価(形式と金額において)のす 促進の申し出(offer)が、 されるためには、最低限、転換 済が転換促進策として会計処理 ASU案では、転換社債の決 転

現在で、企業は「既存の証券の と比較して、この規準が満たさ 他の資産)の金額と株式の数 特権で発行可能な現金(または 促進の申し出で提供される転換 の金額と株式の数」を、 行可能な現金(または他の資産) 条件で提供される転換特権で発 社債所有者により受諾された日 企業は、転換促進の申し出が 「転換

> 条件」と比較する。 換促進提供の受諾日の1年前の た場合、企業は、「転換促進の 換促進提供の受諾日から1年内 申し出で提供された条件」を「転 い条件の変更が転換証券にあっ に、かなり異なるとみなされな

測定に関する概念基準書案、公表 FASB

の公開草案を公表した。 レームワーク』―第6章:測定_ 8号『財務報告のための概念フ ASBは「FASB概念基準書 去る2023年12月21日、F

される項目がどのように測定さ している。 合についてのガイダンスを提供 の測定システムが適用される場 れるべきかの概念を述べ、特定 の公開草案は、財務諸表で認識 な事項を規定している。第6章 概念基準書は、会計の基本的

公開草案の概要

以下が公開草案の概要である。

測定

「測定」は、取引やその他 「価格」に基づいている。 の

れているかどうかを評価する。

この規準の適用にあたり、転

事象と状況が報告主体に与える 財務的影響を、客観的に測定す

価格」には、

次に示した入

どちらの測定システムがより

適用関係等

の公正価値)」が「既存の債券

適用が予定されている。 向かっての適用のいずれかでの 定であるが、遡及適用と将来に 適用日と早期適用の可否は未

月18日である。 コメント期限は2024年3

ステムがある。 ムと出口価格 口価格 (entry price) システ (exit price) ふ

入口価格

た価格 負債の引受けのために受け取っ 棄されたものの価値)、または 得のために支払われた価格(放 交換取引において、資産の取

② 出口価格

支払った価格 却により受け取った価格(受け 取られたものの価値)または負 債を移転または決済するために 交換取引において、資産の売

システムの選択

定の資産または負債の財務報告 システムの選択は、測定する特 の目的に最も適しているシステ ムに従うべきである。 入口価格システムと出口価格

関連性が高いかの決定は、資産

使用方法、または負債の決済方 または負債そのものと、資産の

法に依存する。

コメント期限

3月20日である。 コメント期限は、 2024年

融

る日銀の金融政策 「チャレンジング」な運営を迫られ

ことからみれば自然な流れだ。 の発言も加わった。氷見野副総 ると市場は考えるだろう。 に、次はマイナス金利を撤廃す つまり、金融政策正常化のため の厳格なコントロールを外した 利回りについて、指値オペなど 操作の長いほう、10年物国債の 観測が出たが、すでに長短金利 さらに次のような日銀首脳陣

げた。また植田総裁は翌7日の 裁が12月6日、大分での金融経 げる際のプラス面を具体的に挙 の発言をし、政策金利を引き上 鞘もとりやすくなる」との趣旨 融機関は預金と貸出の間での利 るマイナスの影響は限定的、金 は改善、企業の金利収支におけ 口を迎えると、家計の金利収支 済懇談会で、「金融緩和策の出

ではマイナス金利政策の解除の の現状維持を決めた。一部市場 金融政策決定会合で、金融政策 日銀は2023年12月19日の る」と発言したことが、この部 が、年末から来年にかけて一段 参院財政金融委員会で、「チャ を意味すると誤解された面があ 分だけ伝わり、金融政策の変更 とチャレンジングな状況にな レンジングな状況が続いている

については時期を述べてはいな この誤解は解いたようだが、や 策についてではない。その後、 裁の仕事を引き受けたこと」、 はり具体的な金融政策の修正 う言葉を使ったもので、金融政 ついて「チャレンジング」とい 員の質問に答えたなかで、「総 一日銀内の情報管理」の2つに これは、立憲民主党の勝部議

だ。マイナス0・1%をゼロに 基本スタンスであることは確か 闘の状況を見極めるというのが げ交渉の集中回答日を迎える春 ただ、2024年3月に賃上

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年 12月18日	金融商品取引法改正に 伴う四半期開示の見直 しに関する上場制度の 見直し等について	東証	改正金商法による四半期報告書の四半期決算短信への一本化、および東証「四半期開示の見直しに関する実務の方針」を踏まえ、所要の上場制度の整備を行うもの。四半期財務諸表等の作成基準や決算短信・四半期決算短信作成要領等の改正案も示されている。コメント期限は2024年1月17日。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20231218-01.html	_
2023年 12月21日	改定版「会計監査人の評価及び選定基準策定に 関する監査役等の実務 指針」	監査役協会	2021年11月の「監査に関する品質管理基準」の改訂を受け、会計監査人の評価および 選定にあたり必要と考えられる項目および、前回2017年改定以降の法規範や各種公表 物等の改正内容などを踏まえた修正を行ったもの。 https://www.kansa.or.jp/support/library/post-10297/	_
2023年 12月22日	四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の改正及び期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」(公開草案)	JICPA	企業会計審議会の期中レビュー基準等の公開草案を受けて、四基報の名称を、期中レビュー基準報告書 1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」とする等の改正を行い、任意の期中レビューを想定した期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」を新設するもの。コメント期限は2024年1月22日。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20231222fqr.html	_
2023年 12月22日	令和6年度税制改正の 大綱		与党「令和6年度税制改正大綱」を受けて閣議決定したもの。イノベーションボックス税制の創設、交際費から除外される飲食費に係る見直し、グローバル・ミニマム課税への対応、外形標準課税の適用対象法人の見直し、ストックオプション税制の拡充などが盛り込まれている。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20231222taikou.pdf	今号 76頁

どんな年になるか? 世界の株式市場、 2024年は

はどう動くだろうか。それには

2024年、世界の株式市場

ている。 ケーション力が問われる場面で 込ませるという日銀のコミュニ 事前に十分市場に織り 戻すという本来極めて小さな修

のはずが、

あり、 功すれば市場の波乱は考えにく 年初から「チャレンジング」な い。その意味では日銀にとって 逆にいえば、それさえ成

市場の関心を集め 日々が続くことになりそうだ。

券

旬にはNYダウ平均が史上最 米連邦公開市場委員会(FO 要がある。米市場では12月の なったことから、安心感が強ま MC)が予想どおりの結果と まず米株式市場の動向をみる必 株価は上昇を続け、12月中 米株価に連動して動くと考えて

せている。 2024年の株高期待を膨らま 高値を更新した。市場は当然

もし、市場がインフレ収束判断 利下げ時期だ。この判断材料は インフレ沈静化の動向である。 米市場の当面の焦点は最初の 早期利下げをはや ため、 マイナスという異常事態である な超緩和、 次元金融緩和政策を続け、 よさそうだ。連動組の筆頭は日 本株価といえようが、 株価変動がねじれること 日銀当座預金金利は 10年も異

がある。 上げを続けたが、日本は利上げ インフレが進み、多くの国が利 コロナ禍のもとで、 世界的

を先走り、

明な中国を除いた国々の株価 経済実勢・株式市場動向が不透 待してよいのではなかろうか。 迎えることはあろうが、 して緩やかな上昇をたどると期 り、何回かの株価調整の局面を 大統領選挙など政治的要因もあ 2024年の米市場は戦争 程度の差はあれ、 米市場 大勢と

の一番下に次を追加。 総目次3頁右段

られる。

邦準備制度理事会

(FRB)の

しっぺ返しを食らう危険があろ して株高を急ぐようであれば、

米市場は経済の動向、

米連

行動に対して慎重な判断が求め

拡大による円安が進行し、

を見送った。この結果、

金利差

市場依存度の高い企業は増益と

★他人事では済まされない 取引先の不祥事への対応基本ポイント 井出 浩二/黒﨑 裕樹/河江 健史 11·10 ・第1章 サプライチェーンにおける関係性に注目

- 取引先の不祥事への対応の概要 第2章 期待される初動・具体的対応とは 取引先の不祥事発生への実務対応と法的留意点
- 第3章 適切な内部統制を効かせるために 取引先の不祥事に対する平時の予防・発見統制

法 務

お詫びと訂正

ろう。

市場にとって最大の注目点であ

ングで実行するか、日本の株式

らすとなると、どういうタイミ が、利上げが円高、株安をもた 政策からの脱却を考えている

号 (N1697) 総目次に本誌2023年12月20日 て誤りがありました。 とともに、次のように訂 の皆様に謹んでお詫びする いたします。 読者

なり、 落に見舞われた。 価が金利低下期待で上昇したと が、2023年末のように米株 金利差縮小で円高反転、 き、金利の動かない日本市場は、 株価は上昇した。 株価下 ところ

日本銀行は異常な金融